佐賀県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年八月六日から平成二十二年九月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

佐賀県知事　古川　康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄塩田線	武雄市武雄町大字永島字幸牟田一六五九九番地先から 武雄市橘町大字大日字納手二一〇六番一地先まで	平成二二・八・六